

星野さんら五人が優秀賞

納税貯蓄組合法三十年記念作文

納税貯蓄組合法ができて、今年で三十年になります。その記念事業として、日光市納税貯蓄組合連絡協議会と日光市では「税に関する作文」を、日光高等学校生徒から募集しました。応募作品十七点の中から、優秀賞に一年の星野美和子さんほか五人が選ばれました。優秀賞に選ばれた作品は、次のとおりです。

税について

日光高等学校一年生 野 美和子

ある日、夕餉のひとときに、父が、「今飲んでる酒や煙草にも税金がかかり、毎日国家に尽くしているのだ。」と言いました。

この話しを聞いて私は、税金というものは、こういうものであるのかと思いました。そして、この酒と煙草の二つの税金がその中でも多くを占めていると聞いてびっくりしたものです。こんなに私達の身近に税金というものがあつながら、まったくの無知であり、しかも、無関心であつたのです。

私は、この作文を書くことによつて、税というものがどういふものか、多少なりとも理解できてきたのです。憲法第三十条によると、国民は納税の義務を負わなければなりません。今は、父の給料で生活していますが、私も近い将来には社会人となり、直接納税の義務を負うことになるでしょう。

今「税金とは何か？」と問われたなら、ひと口に「働く人の血や汗の結晶」と答えるでしょう。なぜならば、働く人々の給料の一部を納めているからです。私もこの夏アルバイトをして、初めて働くことの喜びに加えて、お金の尊さを身にしみて味わつたのです。

暮らしと税金

日光高等学校一年生 田 優子

わたくしたちが毎日暮らしていくにはたくさんのお金がかかります。企業が仕事をするために、お金がかかります。

それと同じように、国も政治を行うためにはたくさんのお金がかかります。このように、国や地方公共団体で使うお金は、国民が納める税金でまかなわれているのです。わたしたちの家で使っているお金は、親が働いて得たものです。いずれ、わたしたちも社会に出て働けば、もちろん税金を納めなくてはなりません。

よく、税金について不満を持った人などをテレビで見たことがあります。わたしはどうしてこのような不満を持つ人がいるのか不思議に思います。なぜならば、国は、わたしたちの命や財産を守ってくれているからです。その代わりに国や地方公共団体などに税金を納めるのは、国民の当然の義務だと思ふのです。

わたしたちの親が、一生懸命働いたお金で国の政治を行っているのだから、正しく使つてほしいものです。ほんとうに国民が必要としていることに使つてもらわなくてはなりません。

税に関するもの

日光高等学校二年生 大 島 扶 美

今までの私は「税なんてどうでもいいや」なんていう考えだけで、全然税について知らずとしませんでした。

中学校のころは、よく社会なんかで勉強したりしましたが、その時だけ覚えていて過ぎてしまえば頭の中は、からっぽになつていました。

十八世紀のイギリスの経済学者、アダム・スミスは「税金は、公平にかけられなければならない。税金は、誰にでもわかりやすいものでなくてはならない。税金は、納めるのに便利でなければならない。税金をとる費用は、できるだけ少くなくしてはならない。」という、四つの原則をつくり出した。

この四つの中に問題があるとしたら、最初の部分の「税金は、公平にかけられなければならない」というところではないでしょうか。脱税という言葉を耳にしたことがありますが、これは国民として許されることではないと思います。わたしたちは、これからこういうことに対して、厳しく見つけ直さなくてはならないようです。

もし、税金が汚職や国のむだ使いのために使われるようなことがあれば、わたしたちは、それを強く非難し、正さなければなりません。そして、わたしたちは今、国民としての責任、義務、権利を、改めて考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

また、これこそ国民の責任、義務、権利といえるでしょう。